

船舶事故調査報告書

平成28年9月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年5月8日 12時00分ごろ
発生場所	千葉県南房総市明神埼西方沖 富浦港西防波堤灯台から真方位296° 1,100m付近 (概位 北緯35° 02.7' 東経139° 48.7')
事故の概要	遊漁船五平丸は、北北東進中、また、ミニボート（船名なし）は、 錨泊中、両船が衝突した。 五平丸は、船首部に擦過傷を生じ、また、ミニボートは、左舷中央 部外板に亀裂を生じた。
事故調査の経過	平成28年6月1日、調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指 名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 五平丸、3.2トン 232-13418千葉、個人所有 B ミニボート（船名なし）、長さ2.88m なし、日の出ボート
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 操縦者B、操縦免許なし
負傷者	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷中央部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	船長Aは、目視による見張りを行い、前方に他船がないものと思 っていたところ、衝撃音が聞こえたので、主機を中立にした。 操縦者Bは、左舷方からB船に向かって来るA船を認め、A船が近 くまで接近したら針路を変えてB船を避けてくれるものと思い錨泊を 続けていたところ、A船が針路を変えず、至近に接近して来るので衝 突の危険を感じ、大声で叫んで注意喚起を行った。
分析	A船は、船長Aが、見張りを適切に行っていなかったことから、前 路で錨泊中のB船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、操縦者Bが、左舷方からB船に向かって来るA船を認めた が、A船が近くまで接近したら針路を変えるものと思い錨泊を続け、 A船が針路を変えず、至近に接近して来るので衝突の危険を感じ、大 声で叫んで注意喚起を行ったものと考えられる。
原因	本事故は、A船の船長Aが見張りを適切に行っていなかったため、

	A 船が錨泊中の B 船に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 常時適切な見張りをを行うこと。